

## 資治通鑑 第 202 卷

【唐紀十八】 起重光協洽，盡重光大荒落，凡十一年。

■唐、**突厥**突厥、統国訳漢文大成 経子史部 第 11 卷 329p

### 高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之下咸亨二年（辛未，671年）

■春，正月，甲子（60-35+1=26日），上は東都に幸す。

■**突厥**「阿史那都支に五咄陸之衆を安集」夏，四月，甲申（20-3+1=18日），西突厥の阿史那都支を以て左驍衛大將軍兼匭延都督（顯慶二年は賀魯を平らげ、虛木昆部を以て匭延都督府と為す）と為し，以て五咄陸之衆を安集せしむ。

■「**賀蘭敏之は貌美にて死す**」初め，武元慶等は既に死し（前卷乾封元年にあり），皇后は奏し其の姉の子の賀蘭敏之を以て土搜之嗣と為し，爵の周公を襲い，姓を武氏に改める。弘文館學士（太宗が藩に在るとき、秦府に於いて文学館學士を置く。その後弘文・崇文の二館に皆學士有り）、左散騎常侍に累遷す。魏國夫人之死する也（乾封元年にあり），上は敏之を見，悲泣して曰く、

「向に吾は出でて朝を視るに猶ほ恙無し，朝を退きて已に救われず，何ぞ倉卒なること此くの如き！」敏之は號哭して對えず。后は之を聞き，曰く、

「此の兒は我を疑う！」

是に由り之を惡む。敏之の貌は美しく，(11-330p) 太原王妃に蒸す（下の者が皇后など上の者に淫す）。妃の喪に居るに及び，衰經（喪服）を釋き，妓を奏す。司衛少卿の楊思儉の女は，殊色有り，上及び后は自ら選びて以て太子の妃と為さんとし，昏すること日有り矣，敏之は逼り而して之に淫す。后は是に於いて表して敏之の前後の罪惡を言い，竄逐を加えんと請う。六月，丙子（12-2+1=11日），敕して雷州（漢の徐聞縣の地。梁は南合州を置き、隋は合州という。仍ほ海康縣を置く。大業に州を廢す。唐の武德五年に復た置く。貞觀八年に改めて雷州という。広東省高雷道海康縣は其の旧治なり。現・湛江市雷州市）に流し，其の本姓に復す。韶州（漢の南野縣の地。吳の孫皓は甘露元年に分けて始興郡を立てる。唐の武德の初め、番州を置く。貞觀元年に韶州と改める。広東省嶺南道曲江縣は其の旧治。現・韶關市曲江區）に至り，馬韁（馬の手綱）を以て絞りて死す。朝士は敏之と交遊するに坐し，嶺南に流される者甚だ衆し。

■**高句麗**秋，七月，乙未（32-32+1=1日）朔，高侃は高麗の餘衆を安市城に破る。

■九月，丙申（32-31+1=2日），潞州刺史の徐王の元禮は薨ず。

■冬，十一月，甲午（30-30+1=1日）朔は，日之を食する有り。

■車駕は東都より許、汝に幸す。十二月，癸酉（9+60-59+1=11日），葉縣（許州に屬す、河南省汝陽道葉縣、現・平頂山市葉縣）に校獵す。丙戌（22+60-59+1=24日），東都に還る。

### 高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之下咸亨三年（壬申，672年）

■春，正月，辛丑（37-29+1=9日），太子の右衛副率（太子十率府に各々副率有り、從四品）の梁積壽を以て姚州道行軍總管と為し，兵を將いて叛蠻を討たしむ。

■「**昆明蠻の内附**」庚戌（46-29+1=18日），昆明蠻（蠻蠻の西に有り。一に昆彌蠻。西洱河を以て境と為す。即ち葉榆河なり）の十四姓二萬三千戸は内附し，殷（戎州の西北に居り、四川省永寧道宜賓縣の西北 293 里、現・宜賓市叙州區）、敦

(戎州の南、四川省の境)、總(戎州の西南、四川省の境)三州を置く。

■吐蕃 [吐谷渾の故地は皆な吐蕃に入る] 二月，庚午(6+60-59+1=8日)，吐谷渾を鄯州の浩亶水(東して允吾に至り、湟に入る。允吾は唐の鄯州の龍支県、甘肅省西寧道碾伯県の南、現・海東市民和県下川口村)の南に徙す。吐谷渾は吐蕃之強きを畏れ、其の居に安んぜず、又た鄯州の地は狭く、尋いで靈州に徙し、其の部落を以て安樂州を置き、可汗の諾曷鉢を以て刺史と為す。吐谷渾の故地は皆な吐蕃に入る。

■己卯(15+60-59+1=17日)，侍中の永安郡の公姜恪は薨ず。

■夏，四月，庚午(6+60-58+1=9日)，上は合璧宮に幸す。

■吐蕃 [吐蕃は唐に使者派遣] 吐蕃は其の大臣の仲琮を遣わして入貢せしめ、上は問うに吐蕃の風俗を以てし、對えて曰く、

「吐蕃の地は薄く氣は寒く、風俗は樸魯なり。然るに法令は嚴整にして、上下は心を一つとし、議事は常に下より而して起こり、人の利とする所に因り而して之を行ひ、斯れ能く持久する所以也。」

上は詰るに吐谷渾を吞滅し(前卷龍朔三年にあり)、薛仁貴を敗り(前卷咸亨元年にあり)、涼州に寇逼するの事(既に吐谷渾を破り、西域を破り、涼州に寇逼す)を以てし、對えて曰く、

「臣は命を受けて貢獻し而して已み、軍旅之事は、聞く所に非ざる也。」

上は厚く賜い而して之を遣る。癸未(19+60-58+1=22日)、都水使者の黃仁素を遣わして吐蕃に使いせしむ。(11-331p)

■ [許敬宗の諡の議論] 秋，八月，壬午(18+60-56+1=23日)，特進の高陽郡公の許敬宗は卒す。太常博士の袁思古は議す、

「敬宗は長子を荒徼に棄て、少女を夷貊に嫁す。《諡法》を按ずるに、『名と實と爽<sup>たが</sup>うを繆と曰う』。請う諡して繆と為さん。」

敬宗の孫の太子舍人の彥伯は思古が許氏と怨み有るを訟え、諡を改めんと請う。太常博士の王福時は議す、以為く、

「諡者得失は一朝、榮辱は千載なり。若し嫌隙實有れば、當に法に據りて推繩すべし。如し其れ然らざれば、義は奪う可からず。」

戸部尚書の戴至徳は福時に謂って曰く、

「高陽公の任遇は是くの如し、何(保×)を以て之に諡するに繆と為すや？」

對えて曰く、

「昔晉の司空の何曾は既に忠且つ孝なれども、徒らに日に萬錢を食うを以て、秦秀は之を諡して『繆』と曰う。許敬宗は忠孝は曾に逮<sup>およ</sup>ばず、而して飲食男女之累いは之に過ぎる、之を諡して『繆』と曰う、許氏に負く無し矣。」

詔して五品已上を集めて更に議せしめ、禮部尚書の陽思敬は議す、

「《諡法》を按ずるに、既に過ちて能く改めるを恭と曰う。請う諡して恭と曰わん。」

詔して之に従う。敬宗は嘗て奏し其の子の昂を嶺南に流し、又た女を以て蠻酋の馮盎之子に嫁し、多く其の貨を納る、故に思古は議して之に及ぶ。福時は、勃之父也。

■九月，癸卯(39-25+1=15日)，沛王の賢を徙して雍王と為す。

■冬，十月，己未(55-55+1=1日)，太子に詔して監國せしむ。

■壬戌(58-55+1=4日)，車駕は東都を發す。

■十一月，戊子（24-24+1=1日）朔，日之を食する有り。

■甲辰（40-24+1=17日），車駕は京師に至る。

■**新羅** **高句麗** **[新羅は高句麗残党を支援]** 十二月，高侃は高麗の餘衆と白水山に戦い，之を破る。新羅は兵を遣わして高麗を救い，侃は撃ちて之を破る。

■癸卯（54-39+1=16日），左庶子の**劉仁軌**を以て同中書門下三品とす。

■**[皇太子の養育]** 太子は宮臣に接すること罕なり，典膳丞（東宮の典膳局郎は正六品上、丞は正八品上。膳を進め食を営むるを掌る）の**全椒**（滁州に属す県、安徽省淮泗道全椒県、現・滁州市全椒県）の**邢文偉**は輒ち供する所の膳を減じ，並せて上書して太子を諫む。太子は復書し，謝するに疾多きを以てし，入侍するに及び少暇あり，其の意を嘉納す。之頃くして，右史（起居舎人、従六品上、中書省に属す。記言の史を修め、天子の制詰德音を録するを掌る）は缺く，上は曰く、

「**邢文偉**は吾が子に事え，能く膳を撤して諫めを進む，此れ直士也。」

擢んで右史と為す。太子は宴集に因り，宮臣に命じて擲倒（梁の遺伎の一つ）せしめ，次左奉裕率（隋は太子内率府を置き、上台に擬す。千牛衛は東宮の千牛備身侍奉の事を掌る。龍朔に改めて左右奉裕率と為す）の**王及善**に至り，**及善**は曰く、

「擲倒は自ら伶官有り，臣若し令を奉ずれば，恐らくは**殿下**を羽翼する所以に非ざる也。」

太子は之を謝す。上は之を聞き，**及善**に縑百匹を賜い，（11-332p）尋ぎて左千牛衛將軍（千牛刀は即ち人主の防身刀なり。北魏に千牛備身有り、宿衛侍従を掌る。隋は備身府を置き、唐は千牛府と改める）に遷す。

## 高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之下咸亨四年（癸酉，673年）

■春，正月，丙辰（52-23+1=30日），絳州刺史の鄭惠王の**元懿**は薨ず。

■**[国史編纂]** 三月，丙申（32-22+1=11日），**劉仁軌**等に詔して改めて國史を修めしむ，**許敬宗**等の記する所の多くは實ならざる故を以てする也。

■夏，四月，丙子（12+60-52+1=21日），車駕は九成宮に幸す。

■**新羅** **高句麗** **[李謹行の妻の劉氏は高句麗・靺鞨を拒む]** 閏五月，燕山道總管、右領軍大將軍の**李謹行**は大いに高麗の叛者を虜蘆河（高句麗南界、新羅の七里城の北にあるべし）之西に破り，俘獲は數千人，餘衆は皆な新羅に奔る。時に**謹行**の妻の**劉氏**は留まりて奴城を伐ち，高麗は靺鞨を引いて之を攻め，**劉氏**は甲を擲きて衆を帥いて城を守り，之久しく，虜は退く。上は其の功を嘉し，**燕國夫人**に封じる。**謹行**は，靺鞨人の**突地稽**（189卷高祖武徳四年にあり）之子也，武力は人に絶し，衆夷の憚る所と為る。

■秋，七月，辛巳（17+60-50+1=28日），婺州は大水となり，溺死者は五千人。

■八月，辛丑（37-20+1=18日），上は瘡疾なるを以て，太子をして延福殿に於（統により補充）いて諸司の啟事を受け令む。

■冬，十月，壬午（18-19+1=0日？曆ズレか），中書令の**閻立本**は薨ず。

■乙巳（41-10+1=22日），車駕は京師に還る。

■**[弓月・疏勒の二王は來降]** 十二月，丙午（42-18+1=25日），弓月、疏勒の二王は來降す。西突厥は**興昔亡可汗**之世に，諸部は離散し，弓月及び阿悉吉（弩失畢の五俟斤の一）は皆な叛す。**蘇定方**之西討（200卷顯慶二年にあり）する也，**阿悉吉**を擒として以て歸る。弓月は南に吐蕃に結び，北に咽面（統は咽麴、鐵勒の種、

得疑海・バルハシ湖に居る)を招き、共に疏勒を攻め、之を降す。上は鴻臚卿の**蕭嗣業**を遣わして兵を發して之を討たしむ。**嗣業**の兵は未だ至らず、弓月は懼れ、疏勒と皆な入朝す。上は其の罪を赦し、遣りて國に歸す。

## 高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之下上元元年（甲戌，674年）

■**新羅** **[新羅討伐、仁間を王に任命]** 春，二月（正月×），壬午（18-17+1=2日），左庶子、同中書門下三品の**劉仁軌**を以て雞林道（唐は新羅を雞林州と為す）大總管と為し、衛尉卿の**李弼**、右領軍大將軍の**李謹行**を之が副とし、兵を發して新羅を討たしむ。時に新羅王の**法敏**は既に高麗の叛衆を納め、又た百濟の故地に據り、人をして之を守ら使む。上は大いに怒り、詔して**法敏**の官爵を削る。其の弟の右驍衛員外大將軍、臨海郡公の**仁間**は京師に在り、立てて以て新羅王と為し、國に歸ら使む。

■三月，辛亥（47-46+1=2日、元嘉歴と一日ズレ、1日）朔，日之を食する有り。

■**[武承嗣の召還]** **賀蘭敏之**既に罪を得るや、**皇后**は奏して**武元爽**（乾封元年に流される）之子の**承嗣**を嶺南より召し、爵の周公を襲わしめ、尚衣奉御（殿中省に属し、衣服を掌り、其の制度を詳かにし、其の名数を辨ず）に拜す。

夏，四月，辛卯（27-16+1=12日），宗正卿に遷る。

■**[祖先の皇帝名称変更、皇帝を天皇]** 秋，八月，壬辰（28-14+1=15日），**宣簡公**（北魏の金門鎮將軍の**熙**は太祖虎の祖なり。宣簡公と諡す）を追尊して**宣皇帝**と為し、妣の**張氏**を**宣莊皇后**と為す。**懿王**（北魏の幢主天賜は太祖虎の父なり、懿王と諡す）を**光皇帝**と為し、（11-333p）妣の**賈氏**を**光懿皇后**と為す。**太武皇帝**を**神堯皇帝**と為し、**太穆皇后**を**太穆神皇后**と為す。**文皇帝**を**太宗文武聖皇帝**と為し、**文德皇后**を**文德聖皇后**と為す。**皇帝**を**天皇**と稱し、**皇后**を**天后**と稱し、以て先帝、先后之稱を避ける（武后の意は、先帝先后之稱を尊くすることで自ら尊くせんとす）。改元して、天下に赦す。

■**[衣服の色と帯の規制]** 戊戌（34-14+1=21日），敕す、

「文武官の三品以上は紫，金玉帯を服す。四品は深緋，金帯を服す。五品は淺緋，金帯を服す。六品は深緑を服し，七品は淺緑を服し，並せて銀帯とす。八品は深青を服し，九品は淺青を服し，並せて鍬（金に似て金に非ず、真鍬）石帯とす。庶人は黄を服し，銅鐵帯とす。庶人に非ざる（商工雜戸）よりは，黄を服するを聽さず。」

■**[長孫晟・長孫無忌の名誉回復]** 九月，癸丑（49-44+1=6日），詔して**長孫晟**、**長孫無忌**の官爵を追いで復し（200 卷顯慶四年に官爵を削られる），**無忌**の曾孫の**翼**を以て爵の趙公を襲わしめ，**無忌**の喪の歸りて，昭陵に陪葬するを聽す。

■**[年少の二王を音楽で競わせる]** 甲寅（50-44+1=7日），上は翔鸞閣（含元殿の東に在り。含元殿は翼するに二閣を以てし、左を翔鸞、右を棲鳳、二閣の下を東西朝堂と為す）に御し，大酺を觀る。音楽を分けて東西の朋と為し，雍王の**賢**をして東朋を主ら使め，周王の**顯**をして西朋を主らしめ，勝ちを角べて楽しみと為す。**郝處俊**は諫めて曰く、

「二王の春秋は尚ほ少なく，志趣は未だ定まらず，當に梨を推し棗を譲り（梁の元帝か武陵王に遣る書の言），相い親しむこと一の如くすべし。今二が朋に分け，**遽**いに相い誇り競えば，俳優は小人にして，言辭度無ければ，恐らくは其の交々勝負を争い，譏誚して禮を失わん，禮義を崇び，敦睦を勧める所以に非ざる也。」

上は瞿然（驚き視る）として曰く、

「卿の遠識は、衆人の及ぶ所に非ざる也。」

遽に之を止める。是の日、衛尉卿の李弼は暴に宴所に於いて卒し、之が為に酹を廢すること一日。

■冬、十一月、丙午（42-43+1=0日、元嘉歴と一日ズレ、1日）朔、車駕は京師を發す。己酉（45-43+1=3日）、華山（華州華陰県の南、現・渭南市華陰市）之曲武原（華山の下）に校獵す。戊辰（4+60-43+1=22日）、東都に至る。

■〔蔣王の憚の誣告死〕箕州（山西省冀寧道左權県、現・晋中市左權県）録事參軍の張君澈等は刺史の蔣王の憚及び其の子の汝南郡王の煒が反を謀ると誣告し、通事舍人の薛思貞に敕して傳を馳せて往きて之を按ぜしむ。十二月、癸未（19-12+1=8日）、憚は惶懼し、自ら縊死す。上は其の罪に非ざるを知り、深く之を痛惜し、君澈等四人を斬る。

■戊子（24-12+1=13日）、于闐王の伏闐雄は來朝す。

■〔波斯〕辛卯（27-12+1=16日）、波斯王の卑路斯は來朝す。

■〔天后の人気取り政策〕壬寅（38-12+1=27日）、天后は上表して、以為く、

「國家の聖緒は、玄元皇帝（老子、姓は李、名は耳、唐祖の乾封元年に尊びて玄元皇帝とす）より出ず、請う王公以下をして皆な《老子》を習わしめ、毎歲明經に、《孝經》、《論語》の策試に准ぜん。」

又た請う、

「今より父在れば、母の為に齊衰を服すること三年とせん。又た、京官（在京の官吏）八品以上は、宜しく俸祿を量加すべし。」

及び其の餘の便宜は、合わせて十二條。詔書して褒美し、皆な之を行ふ。

■〔劉曉の人材登用の提言〕是の歲、劉曉なる者有り、上疏して選を論じて、以為く、

「今選曹は檢勘（其の功過を考え、其の假名承偽隱冒すを察して昇降す）を以て公道と為し、(11-334p) 書判をもて人を得ると為す、殊えて其の德行才能を考えるを知らず。況んや書判を人に借りる者の衆きや矣。又た、禮部は士を取るに、専ら文章を用いて甲乙を為す、故に天下之士は、皆な德行を捨て而して文藝に趨く、朝に甲科に登り而るに夕に刑辟（罪や刑罰）に陥る者有り、日々に萬言を誦すと雖も、何ぞ理體（治道）に関わらんや！文は七步に成るも（魏の曹植の故事）、未だ人を化するに足らず。況んや心を卉木之間に盡し、筆を煙霞之際に極め、斯を以て俗を成すは、豈に大謬に非ずや！夫れ人之名を慕うは、水が下に趨くが如し、上が好む所有れば、下は必ず焉よりも甚だし。陛下が若し士を取るに德行を以て先と為せば、文藝を末と為せば、則ち多士は雷奔し、四方は風動せん矣！」

## 高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之下上元二年（乙亥、675年）

■〔于闐國を以て毘沙都督府〕春、正月、丙寅（2+60-42+1=21日）、于闐國を以て毘沙都督府と為し、其の境内を分けて十州と為し、于闐王の尉遲伏闐雄を以て毘沙都督と為す。

■〔吐蕃〕〔吐蕃の要求の拒否〕辛未（7+60-42+1=26日）、吐蕃は其の大臣の論吐渾彌を遣わして來たりて和を請わしめ、且つ吐谷渾と復た鄰好を修めんと請う。上は許さず。

■〔新羅〕〔劉仁軌・靺鞨は新羅侵攻、新羅謝罪〕二月、劉仁軌は大いに新羅之衆を七重城に破り、又た靺鞨をして海に浮かびて新羅之南境を略せしめ、斬獲すること甚だ衆し。仁軌は兵を引いて還る。詔して李謹行を以て安東鎮撫大使と為し、新羅之買肖城に屯し以て之を経略し、三戰して皆な捷ち、新羅は乃ち遣使して入貢し、且つ謝罪す。上は之を赦し、新羅王の法敏の官爵を復す。金仁問は中道に而して還り、改めて臨海郡公に封ず。

■ **[皇后の蚕]** 三月，丁巳（43-41+1=3日），天后は先蠶（天駟なり。蚕の神。漢の儀に、三月に桑は始めて生じ、皇后親ら桑を取り、苑中の蚕室に於いて蚕千薄以上を養い、祀るに中牢羊豕を以てす）を邙山之陽に祀り、百官及び朝集使は皆な位に陪す。

■ **[高宗は武後に臨朝させんとす]** 上は風眩に苦しむこと甚だしく、議して天后をして國政を攝知せ使めんとす。中書侍郎の同三品の郝處俊は曰く、

「天子は外を理め、后は内を理め、天之道也。昔魏の文帝は令を著わし（69巻魏の文帝の黄初三年にあり）、幼主有りとも雖も、皇后の朝に臨むを許さず、禍亂之萌を杜ぐ所以也。陛下は奈何して高祖、太宗之天下を以て、之を子孫に傳えず而して之を天后に委ねん乎！」

中書侍郎の昌樂の李義琰は曰く、

「處俊之言は至忠なり、陛下は宜しく之を聽くべし。」

上は乃ち止む。

■ **[天后は宰相之權を分かつ]** 天后は多く文學之士の著作郎（從五品上、碑誌祝文祭文を修撰するを掌り、秘書省に属す）の元萬頃、左史（龍朔に起居郎を改めて左史と為す）の劉禕之等を引いて、之をして《列女傳》、《臣軌》、《百僚新戒》、《樂書》を撰せ使め、幾（続は凡）んど千餘卷。朝廷の奏議及び百司の表疏、時に密に參決せ令め、以て宰相之權を分かつ、時人は之を北門學士（南衛に従わず、北門に於いて出入す。故に然り云う）と謂う。禕之は、子翼（隋に仕え、学行を以て著わる）之子也。

■ **[韋弘機は宮苑を完葺す]** 夏，四月，庚辰（16-10+1=7日），司農少卿の韋弘機を以て司農卿と為す。弘機は東都の營田を兼知し、詔を受けて（11-335p）宮苑を完葺す。宦者有り苑中に於いて法を犯す、弘機は之を杖ち、然る後に奏聞す。上は以て能と為し、絹數十匹を賜い、曰く、

「更に犯す者有れば、卿は即ち之を杖て、必ずしも奏せざる也。」

■ **[趙瑰の左遷]** 初め、左千牛將軍の長安の趙瑰は高祖の女の常樂公主に尚し、女を生み周王の顯の妃と為る。公主は頗る上の厚き所と為り、天后は之を惡む。辛巳（17-10+1=8日）、妃は坐して廢せられ、内侍省に幽閉せらる、食料給生する者は、防人は其の突煙を候う、已に而して數日は煙は出でず、開き視、死して腐る矣。瑰は定州刺史より括州刺史に貶せられ、公主をして隨いて官に之か令め、仍ほ其の朝謁を絶つ。

■ **[天后は太子を鳩殺の噂]** 太子の弘は仁孝謙謹にして、上は甚だ之を愛す。士大夫を禮接し、中外心を屬す。天后は方に其の志を逞しくす、太子は奏請し、數々旨に迂う、是に由り愛を天后に失う。義陽、宣城の二公主は、蕭淑妃之女也、母の罪を得るに坐し、掖庭に幽せられ、年は三十を逾えるとも嫁さず。太子は之を見て驚惻し、遽に奏して出し降さんと請い、上は之を許す。天后は怒り、即日公主を以て當上の翊衛（親勳翊の三衛は皆番上す。當上は番上に當りたる也）の權毅、王遂古に配す。己亥（35-10+1=26日）、太子は合璧宮に薨じ、時人は以為えらく天后は之を鳩す也。

■ **[帝の子を皇帝と諡]** 壬寅（38-10+1=29日）、車駕は洛陽宮に還る。五月，戊申（44-40+1=5日）、下詔す、

「朕は方に位を皇太子に禪らんと欲し、而るに疾みて遽に起たず、宜しく往命を申べ、加えるに尊名を以てすべし、諡して孝敬皇帝と為す可し。」（帝の子を皇帝と諡すること此処に始まる）

■ 六月，戊寅（14-9+1=6日）、雍王の賢を立てて皇太子と為し、天下に赦す。

■ **[杞王の上金の左遷]** 天后は慈州（春秋の[マダレ喬]咎如の国、漢は北屈県と為し、隋は汾州と為し、唐の武徳元年に西汾州と為し、五年に南汾州と改める。貞觀八年に慈州。山西省河東道吉県治、現・臨汾市吉県）刺史の杞王の上金（帝の後宮の劉氏

を生む所なり)を惡み、有司は旨を希い其の罪を奏す。秋、七月、上金は坐して官を解き、澧州に安置せられる。

■八月、庚寅(26-8+1=19日)、孝敬皇帝を恭陵(洛州緱氏県懷來山に在り。名を太平山と改める)に葬す。

■[優秀な官僚陣] 戊戌(34-8+1=27日)、戴至徳を以て右僕射と為し、庚子(36-8+1=29日)、劉仁軌を以て左僕射と為し、並びに同中書門下三品は故の如し。張文瓘を侍中と為し、郝處俊を中書令と為し、李敬玄を吏部尚書兼左庶子と為し、同中書門下三品は故の如し。劉仁軌、戴志徳は更日(隔日)に牒訴を受け、仁軌は常に美言を以て之を許し、至徳は必ず理に據りて難詰し、未だ嘗て與奪せず、實に冤結の者有れば、密に為に奏辨す。是に由りて時譽は皆な仁軌に歸す。或は其の故を問ひ、至徳は曰く、「威福者人主之柄なり、人臣は安んぞ之を盜取するを得んや！」

上は聞き、深く之を重しとす。老嫗有り仁軌に詣りて牒を陳べんと欲し、誤りて至徳に詣り、至徳は之を覽て未だ終わらざるに、嫗は曰く、

「本は謂えらく是れ事を解する僕射なり、乃ち事を解せざる僕射なる邪！我が牒を歸せ！」

至徳は笑い而して之を授く。時人は其の長者なるを稱す。文瓘は時に大理卿を兼ね、囚は官を改めるを聞き、皆な慟哭す。文瓘の性は嚴正にして、諸司の奏議は、糾駁する所多く、上は甚だ之に委ねる。(11-336p)

## 高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之下儀鳳元年(丙子、676年)

■春、正月、壬戌(58-36+1=23日)、冀王之輪を徙して相王と為す。

■納州(儀鳳二年に山洞を開きて納州を置く。廬州都督府に属す、四川省永寧道瀘県、現・瀘州市瀘県)の獠は反し、黔州(現・重慶市彭水県)都督に敕して兵を發して之を討たしむ。

■[安東・熊津都督府の移動] 二月、甲戌(10-6+1=5日)、安東都護府を遼東の故城に徙す。是より先、華人の安東の官に任ずる者有り、悉く之を罷む。熊津都督府を建安の故城に徙す。其の百濟の戸口の先に徐、兗等の州に徙す者は、皆な建安に置く。

■天后は上に勸めて中岳(嵩山1440m、河南省陽城県、現・登封市、少林寺武術で有名)に封ぜしむ。癸未(19-6+1=14日)、詔して以わく、

「今冬嵩山に於いて事有らん。」

■丁亥(23-6+1=18日)、上は汝州之温湯(汝州の梁県の西南五十里に温湯在り、以て米を熟すべし、現・河南省汝州市西部の温泉鎮)に幸す。

■三月、癸卯(39-35+1=5日)、黄門侍郎の來恆、中書侍郎の薛元超は並せて同中書門下三品とす。恆は、濟(忠を尽くし、突厥の封疆に死す、610-662、高宗時代の宰相)之兄。元超は、收(592-624、本貫は蒲州汾陰県。秦王府十八学士のひとり、文学者・政治家)之子也。

■甲辰(40-35+1=6日)、上は東都に還る。

■吐蕃[吐蕃の侵攻] 閏月(三月閏月)、吐蕃は鄯、廓、河、芳(甘肅省蘭山道臨漳県西南、現・甘南チベット族自治州テウオ県)等の州を寇し、左監門衛中郎將の令狐智通(敦煌など)に敕して興(漢の武都沮県の地、北魏は改めて略陽県と為し、江左は武興藩王国と為し、北魏は以て武興郡と為し、興州を置き、略陽県を改めて順政県と為す。甘肅省旧寧夏府、現・銀川市永寧県)、鳳(漢の故道河池県の地、晋は仇池氏の據る所と為る。北魏は梁泉県を置き、西魏の廢帝は鳳を置く。陝西省漢中道鳳県、現・陝西省宝鸡市鳳県)等の州兵を發して以て之を御がしむ。

■吐蕃 [吐蕃遠征に二王行かず] 己卯 (15-5+1=11日), 詔して吐蕃が塞を犯すを以て, 中岳に封ざるを停む。乙酉 (21-5+1=17日), 洛州牧の周王の顯を以て洮州道行軍元帥と為し, 工部尚書の劉審禮等十二總管を將い, 并州大都督の相王の輪を涼州道行軍元帥と為し, 左衛大將軍の契苾何力等を將い, 以て吐蕃を討たしむ。二王は皆な行かず。

■庚寅 (26-5+1=22日), 車駕は西に還る。

■夏四月 (続により補充)、甲寅 (50-34+1=17日), 中書侍郎の李義琰を同中書門下三品とす。

■戊午 (54-34+1=21日), 車駕は九成宮に至る。

■六月, 癸亥 (59-33+1=27日), 黃門侍郎の晉陵の高智周を同中書門下三品とす。

■秋, 八月, 乙未 (31-32+1=0日、曆ズレ1日), 吐蕃は疊州を寇す。

■ [南選] 壬寅 (38-32+1=7日), 敕して、

「桂、廣、交、黔等の都督府は、比來土人を注擬するに、簡擇して未だ精しからず、今より四年毎に五品已上の清正の官を遣わして使に充て、仍ほ御史をして同じく往きて注擬に令めん。」

時人は之を南選と謂う。

■ [狄仁傑の諫言で二將軍を助ける] 九月, 壬申 (8-2+1=7日), 大理は奏す、

「左威衛大將軍の權善才、右監門中郎將の范懷義は誤りて昭陵の柏を斫る、罪は除名に當る」

上は特に命じて之を殺さしむ。大理丞の太原 (漢の晉陽県、山西省冀寧道太原県西北、現・太原市晉源区) の狄仁傑は奏す、

「二人の罪は死に當らず。」

上は曰く、

「善才等は陵の柏を斫り、我は殺さざれば則ち不孝と為る。」

仁傑は固く執りて已まず、上は色を作し、出で令め、仁傑は曰く、

「顔を犯して直諫するは、古より以て難しと為す。臣は以為らく桀、紂に遇えば則ち難く、堯、舜に遇えば則ち易しと。今法は死に至らざるに (11-337p) 而るに陛下は特に之を殺せば、是の法は人に信ならざる也、人は何ぞ其の手足を措く所あらん！且つ張釋之言う有り、『設し長陵の一杯の土を盗む有れば、陛下は何を以て之を處せん？』 (14 卷漢の文帝三年にあり) 今一株の柏を以て二將軍を殺せば、後代は陛下を謂うに何如と為すや矣？臣は敢えて詔を報ずぜざる者は、陛下を不道に陥いるを恐れ、且つ釋之を地下に見るを羞むる故也。」

上の怒りは稍解け、二人は除名されて、嶺南に流す。後數日にして、仁傑を擢んで侍御史と為す。

■ [身代わり出張を請う] 初め、仁傑は并州の法曹為り、同僚の鄭崇質は當に絶域に使いす。崇質の母は老い且つ病いし、仁傑は曰く、

「彼の母は此くの如し、豈に之をして萬里之憂有ら使む可きや！」

長史の蘭仁基に詣り、之に代わりて行くを請う。仁基は素より司馬の李孝廉と叶 (葉×) わず、因りて相い謂って曰く、

「吾が輩は豈に自ら愧じざる可けん乎！」

遂に相い與に輯睦 (和らぎ睦む) す。

■冬, 十月, 車駕は京師に還る。

■丁酉 (33-31+1=3日), 太廟に禘享す, 太學博士の史璨の議を用い、禘 (周の君主が祖先の位牌を始祖の廟に集めてまつる大祭、昭穆を以て太祖に合食す) の後三年に而して禘 (代々の先祖をすべて始祖の廟に併せ祭ること、以て其の尊卑を審

論する) し、裕の後二年に而して禘す。

■ **[天后は素節の左遷再々]** 郇王の**素節**は、**蕭淑妃**之子也、警敏にして學を好む。天后は之を惡み、岐州刺史より申州(漢の平氏の[龍門] 県の地。晋は分けて義陽郡を置き、南齊は司州を置き、北魏は郢州に改め、北周は申州と改める。隋は義州、唐は申州。河南省汝陽道信陽県、現・信陽市瀘河区) 刺史に左遷す。乾封の初め、敕して曰く

「**素節**は既に舊疾有り、入朝するを須いず。」

而るに**素節**は實は疾無く、自ら久しく覲に入るを得ざるを持って、乃ち《忠孝論》を著す。王府の倉曹參軍の**張柬之**は因りて潜に其の論を封じて以て進め使む。后は之を見、誣うるに贓賄を以てし、丙午(42-31+1=12日)、降して翻陽王に封じ、袁州に安置す。

■ 十一月、壬申(8-1+1=8日)、改元し、天下に赦す。

■ 庚寅(26-1+1=26日)、**李敬玄**を以て中書令と為す。

■ **[各道の巡撫]** 十二月、戊午(54-30+1=25日)、**來恆**を以て河南道大使と為し、**薛元超**を河北道大使と為し、尚書左丞の鄆陵の**崔知悌**、國子司業(隋の大業三年に始めて置く、唐は從四品下、祭酒と同じ)の**鄭祖玄**を江南道大使と為し、道を分けて巡撫せしむ。

## 高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之下儀鳳二年(丁丑、677年)

■ 春、正月、乙亥(11-1+1=11日)、上は籍田に耕す。

■ **[新羅][高句麗百濟滅亡、新羅漁夫の利]** 初め、**劉仁軌**は兵を引いて熊津より還り(前卷麟德二年にあり)、**扶餘隆**は新羅之逼るを畏れ、敢えて留まらず、尋いで亦た朝に還る。二月、丁巳(53-29+1=25日)、工部尚書の**高藏**を以て遼東州都督と為し、朝鮮王に封じ、遼東に遣り歸し、高麗の餘衆を安輯す。高麗の先に諸州に在る者は、皆な遣りて**藏**と俱に歸す。又た司農卿の**扶餘隆**を以て熊津都督と為し、帶方王に封じ、亦た遣り歸して百濟の餘衆を安輯せしめ、**(11-338p)** 仍ほ安東都護府(去年春に遼東の故城に置く)を新城に移し以て之を統べしむ。時に百濟は荒殘し、**隆**に命じて高麗之境に寓居せしむ。**藏**は遼東に至り、叛を謀り、潜に鞅鞅と通じる。召し還して、邛州に徙し而して死し、其の人を河南、隴右の諸州に散徙し、貧者は安東城の傍に留まる。高麗の舊城は新羅に没し、餘衆は散じて鞅鞅及び突厥に入り、**隆**も亦た竟に敢えて故地に還らず、**高氏、扶餘氏**は遂に亡ぶ。

■ 三月、癸亥(59-59+1=1日、元嘉歴一致) 朔、**郝處俊、高智周**を以て並せて左庶子(唐の制で東宮の左右庶子は各々二員)と為し、**李義琰**を右庶子と為す。

■ 夏、四月、左庶子の**張大安**は同中書門下三品なり。**大安**は、**公謹**(太宗の朝の功臣)之子也。

■ **[河南北の旱の対策]** 詔して、河の南、北が旱するを以て、御史中丞の**崔謚**等を遣わして分道して存問賑給せしむ。侍御史の寧陵(漢の陳留郡に属す。曹魏以来、譙郡に属す。北齊は廢す。隋の開皇六年に復た置き、宋州に属す。河南省開封道寧陵県の南)の**劉思立**は上疏して、以為く、

「今麥は秀で蠶は老い、農事は方に殷さかなり、敕使撫巡すれば、人は皆な竦抃(恐懼して手を撃つ也)し、其の家業を忘れ、此の天恩を冀い、聚集して參迎し、妨廢すること少なからず。既に賑給に縁り、須く簿書を立つべし、本は安存せんと欲し、更に煩擾を成さん。望むは且く州縣に委ねて賑給せしめ、秋深く務の閒を待ち、出でて褒貶せ使めんことを。」

疏は奏され、**謚**等は遂に行かず。

## 【吐蕃侵入対策に苦勞】

■**吐蕃** **〔吐蕃の侵入〕** 五月，吐蕃は扶州之臨河鎮を寇し，鎮將の杜孝升を擒とし，書を繼<sup>もたら</sup>して松州都督の武居寂に説か令めて降ら使め，孝升は固く執りて従わず。吐蕃の軍は還り，孝升を捨て而して去り，孝升は復た餘衆を帥いて拒み守る。詔して孝升を以て游擊將軍（從五品下）と為す。

■秋，八月，周王の顯を徙して英王と為し，更に哲と名づける。

■**吐蕃** **〔劉仁軌は吐蕃に出陣〕** 劉仁軌に命じて洮河軍（鄯州城内に臨洮軍有り）に鎮せしむ。冬，十二月，乙卯（51-25+1=27日），詔して大いに兵を發して吐蕃を討たしむ。

■ **〔顯慶の新禮の問題〕** 詔して顯慶の新禮（元年に行う、200卷にあり）は，多く古を師とせざるを以て，其の五禮は並びて《周禮》に依りて事を行わしむ。是より禮官は益々憑守する無し，大禮有る毎に，臨時に撰定す。

## 高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之下儀鳳三年（戊寅，678年）

■春，正月，辛酉（57-54+1=4日），百官及び蠻夷の酋長は天后に光順門に朝す。

■**吐蕃** **〔劉仁軌は李敬玄を陥しいれる〕** 劉仁軌は洮河に鎮し，奏請する有る毎に，多く李敬玄の抑える所と為り，是に由り之を怨む。仁軌は敬玄が將帥の才に非ざるを知り，之を中傷せんと欲し，奏言す、(胡三省曰く、仁軌は私怨を以て奏して敬玄を用い、以て国を敗り民を殄すに至れり。情を矯めて以て袁異式を容れ、怨みを挟みて以て李敬玄を陥る。賢と為すを得んやと)

「西邊の鎮守は，敬玄に非ざれば不（莫×）可なり。」

敬玄は固辭し，上は曰く、

「仁軌は朕を須てば，朕も亦た自ら往かん，卿は安んぞ辭するを得んや！」

丙子（12+60-54+1=19日），敬玄を以て仁軌に代りて洮河道大總管兼安撫大使と為し，（11-339p）仍ほ鄯州都督を檢校せしむ。又た益州大都督府の長史の李孝逸等に命じて劍南、山南の兵を發して以て之に赴かしむ。孝逸は，神通（淮安王）之子也。

■癸未（19+60-54+1=26日），左金吾將軍の曹懷舜等を遣わして分けて河南、北に往きて猛士を募らしめ，布衣及び仕宦を問わず。

■夏，四月，戊申（44-23+1=22日），天下に赦し，來年の元（元号）を改めて通乾と為す。

■五月，壬戌（58-52+1=7日），上は九成宮に幸す。丙寅（2+60-52+1=11日），山中は雨ふり，大寒し，從兵は凍死する者有り。

■**吐蕃** **〔李敬玄は吐蕃を破る〕** 秋，七月，李敬玄は奏す、

「吐蕃を龍支（鄯州の県、漢の允吾県の地。後漢龍耆県と為す。北魏は金城県、改めて龍支。甘肅省西寧道碾伯県の南、現・青海省海東市樂都区）に破る。」

■上が初めて即位するや，《破陣樂》（秦王破陣樂、雅樂。唐樂。乞食調で古樂の中曲。四人舞で、舞手は甲冑をつけ、矛を持って舞う wiki）を觀るを忍ばず，命じて之を撤せしむ。辛酉（57-51+1=7日），太常少卿の韋萬石は奏す、

「久しく寢めて作さざれば，懼らくは廢缺を成さん。請う今より大宴會には復た之を奏せん。」

上は之に従う。

■九月，辛酉（57-51+1=7日），車駕は京師に還る。

■**新羅** **〔新羅討伐の中止〕** 上は將に兵を發して新羅を討たんとし，侍中の張文瓘は疾に臥して家に在り、

自ら輿して入見し、諫めて曰く、

「今吐蕃は寇を為し、方に兵を發して西討す。新羅は順わざると云うと雖も、未だ嘗て邊を犯さず、若し又た東征すれば、臣は公私其の弊に堪えざるを恐れる。」

上は乃ち止む。癸亥（59-51+1=9日）、**文瓘**は薨ず。

■**吐蕃** **〔李敬玄は青海で苦戦、黑齒常之の奮戦〕** 丙寅（2+60-51+1=12日）、**李敬玄**は兵十八萬を將い吐蕃の將の**論欽陵**と青海之上に戦い、兵は敗れ、工部尚書、左衛大將軍の彭城の僖公の**劉審禮**は吐蕃の虜にする所と為る。時に**審禮**は前軍を將いて深く入り、濠の所に頓し、虜の攻める所と為り、**敬玄**は懦怯にして、兵を按じて救わず。**審禮**の戦没を聞き、狼狽して還り走り、承風嶺（鄭州廣威県の西南、甘肅省西寧道西寧県、吐谷渾の界、現・西寧市）に頓し、泥溝を阻して以て自ら固め、虜は兵を高岡に屯し以て之を壓す。左領軍員外將軍の**黑齒常之**は、夜敢死之士五百人を帥いて虜の營を襲撃し、虜の衆は潰亂し、其の將の**跋地設**は兵を引いて遁げ去り、**敬玄**は乃ち餘衆を収めて鄯州に還る。

■**吐蕃** **〔審禮の屍の返還〕** **審禮**の諸子は自ら縛して闕に詣り、吐蕃に入りて其の父を贖うを請う。敕して次子の**易從**が吐蕃に詣りて之を省するを聽す。至る比おい、**審禮**は已に病卒し、**易從**は晝夜號哭して聲を絶たず。吐蕃は之を哀れみ、其の屍を還し、**易從**は徒跣して之を負いて以て歸る。上は**黑齒常之**之功を嘉し、擢んで左武衛將軍に拜し、河源軍（鄯州の西120里に在り）の副使に充てる。

■**吐蕃** **〔婁師徳は吐蕃の侵入を数年防ぐ〕** **李敬玄**之西征する也、監察御史の原武の**婁師徳**は猛士の詔に應じて從軍し、敗れるに及び、**師徳**に敕して散亡を收集し、軍は乃ち復た振わう。因りて命じて吐蕃に使いせしめ、吐蕃の將の**論贊婆**は之を赤嶺（石堡城の西三十里に山有り、土石皆赤く北は大山に接し、南は小雪山に連なる。号して赤嶺。長安を去ること350里、鄯州の鄯城県より西200里）に迎える。**師徳**は上の意を宣導し、論じるに禍福を以てし、**贊婆**は甚だ悦び、之が為に數年邊を犯さず。**師徳**は殿中侍御史に遷り、河源軍の司馬に充てられ、知營田事を兼ねる。（11-340p）

■**吐蕃** **〔吐蕃対策決まらず〕** 上は吐蕃の憂と為るを以て、悉く侍臣を召して之を謀り、或は和親して以て民を息めんと欲す。或は嚴に守備を設け、公私富實なるを俟ち而して之を討たんと欲す。或は亟に兵を發して之を撃たんと欲す。議は竟に決せず、食を賜い而して之を遣る。

■**吐蕃** **〔魏元忠の吐蕃を御ぐ之策〕** 太學生の宋城（宋州を帯びる県、旧睢陽県、河南省開封道商丘県の南、現・商丘市睢陽区）の**魏元忠**は封事を上り、吐蕃を御ぐ之策を言い、以為く、

「國を理める之要は、文と武に在り。今文を言う者は則ち辭華を以て首と為し而して經綸に及ばず、武を言う者は則ち騎射を以て先と為し而して方略を知らず、是れ皆な何ぞ理亂に益あらん哉！故に**陸機**は《辨亡》之論（呉の亡びるを痛み、呉の興る所以と亡びる所以を論ず）を著すとも、**河橋之敗**（85卷晋の惠帝太安二年にあり）を救う無く、**養由基**（春秋時代の楚の武將、弓の名人左伝に晋・楚は）は射て七札を穿てども、**鄢陵之師**（左伝に晋・楚は鄢陵に遇い、楚の大夫の養由基・潘黨は躡甲して之を射て七札を徹す。以て楚の共王に示して曰く、君は二臣有り、何ぞ戦いを憂えんと。

王は怒りて曰く、大いに國を辱む。詰朝、爾射は藝に死せんと。戦うに及びて、楚の師敗績す）を濟わず、此れ已然之明效也。古語に之有り、『人に常俗無く、政に理亂有り。兵に強弱無く、將に巧拙有り。』故に將を選びて當に智略を以て本と為し、勇力を末と為すべし。今朝廷の人を用いるや、**類**ね將門の子弟及び死事之家に取る、彼は皆な庸われ人なり、豈に閫外之任に當るに足りんや！**李左車**（10卷漢の高帝三年にあり）、**陳湯**（29卷漢の元帝建昭三年にあり）、**呂蒙**（獻帝紀65-68卷にあり）、**孟觀**（83卷晋の惠帝元康九年にあり）は、皆な貧賤に出で而して殊功を立てる、未だ其の家の代々將と為るを聞かざる也。」

■**吐蕃** **〔賞罰をあきらかにすべし〕** 「夫れ賞罰者、軍國之切務なり、苟くも功有りて賞せず、罪有りて誅

せざれば、堯、舜と雖も以て理を致す能わず。議者は皆な云う、『近日の征伐は、虚しく賞格有り而も事實無し。』蓋し小才之吏の大體を知らざるに由り、徒らに勳庸を惜しみ、倉庫を虚しくせんことを恐れる。士が命を用いざるは、損する所幾何か知らず！黔首（一般民衆）は微なりと雖も、欺罔（騙す）す可からず。豈に不信之令を懸け、虚賞之科を設け、而して其の功を立てるを望むを得ん乎！蘇定方が遼東を征し（200卷龍作元年二年にあり）、李勣が平壤を破る（前卷總章元年にあり）より、賞は絶えて行われず、勳は仍ほ淹滞し（司勳の責任、司勳令史 33 人）、一台郎（尚書諸曹の郎は皆台郎という）を斬り、一令史を戮し、以て勳人に謝すを聞かず。大非川之敗（前卷咸亨元年にあり）に、薛仁貴、郭待封等は重誅に即かず、向に早く仁貴等を誅せ使めば、則ち自餘の諸將は豈に敢えて利を後に失わん哉！臣は恐る吐蕃（葉蕃×）之平らぐは、旦夕の冀う可きに非ざらん也。」

■吐蕃〔馬力を活用すべし〕「又た、出師之要は、全く馬力に資る。臣は請う畜馬之禁を開き、百姓をして皆な畜馬を得使むべし。若し官軍大舉するには、州縣の長吏に委ねて官錢を以て價いを増して之を市えば、則ち皆な官有と為らん。彼の胡虜は馬力を恃み以て強と為る、若し人間に市い而して之を畜うを聽せば、乃ち是れ彼之強きを損し中國之利と為る也。」

是より先百姓の馬を畜うを禁ず、故に元忠は之を言う。上は其の言を善しとし、召して見、(11-341p) 中書省、仗内に供奉（朝会に百官に随いて入見するを得る）に直せ令む。

■冬、十月、丙午（42-20+1=23日）、徐州刺史の密貞王の元曉は薨ず。（元嘉歴では十月閏月有り）

■十一月、壬子（48-19+1=30日）、黄門侍郎、同中書門下三品の來恆は薨ず。

■十二月、詔して來年の通乾之號を停め、反語（天窮）の善からざるを以ての故也。

## 高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之下調露元年（己卯，679年）

■春、正月、己酉（45-18+1=28日）、上は東都に幸す。

■〔狄仁傑は韋弘機・王本立を弾劾〕司農卿の韋弘機は宿羽、高山（二宮は東都の禁苑中にあり）、上陽等の宮を作り、制度は壯麗なり。上陽宮は洛水に臨み、長廊を為り一里に互る。宮は成り、上は移りて之に御す。侍御史の狄仁傑は弘機を劾奏す、

「上を導きて奢泰を為す」

と、弘機は坐して免官される。左司郎中（唐は左右司郎中を置き、各々十有二司の事を付し、以て稽違を掌正し、符目を省置するを掌る）の王本立は恩を恃みて事を用い、朝廷は之を畏れる。仁傑は其の奸を奏し、法司（法回×）に付すを請い、上は特に之を原す、仁傑は曰く、

「國家は英才の乏しきと雖も、豈に本立の輩を少かんや！陛下は何ぞ罪人を惜み、以て王法を虧く。必ず曲げて本立を赦さんと欲すれば、請う臣を無人之境に棄て、忠貞の將來之誠めと為すべし！」

本立は竟に罪を得、是に由り朝廷は肅然とす。

■庚戌（46-18+1=29日）、右僕射、太子賓客（顯慶元年に始めて太子賓客四員を置く、正三品。侍從規諫し、禮儀を贊相するを掌る）の道（古の国名、左伝の江黄道相なり）の恭公の戴至徳は薨ず。

■吐蕃〔吐蕃贊普卒し、器弩悉弄立つ〕二月、壬戌（58-48+1=11日）、吐蕃の贊普は卒し、子の器弩悉弄は立つ、生まれて八年矣。時に器弩悉弄は其の舅の麴薩若と羊同（西戎の国名、古の崑崙。唐会要に曰く、大羊同

国は東は吐蕃に接し、西は小羊同に接し、北は于闐に直り、東西千里)に詣りて兵を發し、弟有り生まれて六年、論欽陵の軍中に在り。國人は欽陵之強きを畏れ、之を立てんと欲し、欽陵は可からず、薩若と共に器弩悉弄を立てる。

■吐蕃 [吐蕃の間に乘れず] 上は贊普の卒し、嗣主が未だ定まらざるを聞き、裴行儉に命じて間に乗りて之を圖らしむ。行儉は曰く、

「欽陵は政を為し、大臣は輯睦す、未だ圖る可からざる也。」

乃ち止む。

■夏、四月、辛酉 (57-47+1=11日)、郝處俊を侍中と為す。

■偃師の人の明崇儼は、符咒幻術を以て上及び天后の重んずる所(続により補充)と為り、官は正諫大夫に至る。五月、壬午 (18-16+1=3日)、崇儼は盜の殺す所と為り、賊を求め、竟に得ず。崇儼に侍中を贈る。

■丙戌 (22-16+1=7日)、太子に命じて監國せしむ。太子の事を處すに明審なり、時人は之を稱す。

■戊戌 (34-16+1=19日)、紫桂宮を灑池之西 (五里の西) に作る。

■六月、辛亥 (47-46+1=2日)、天下に赦す、改元す。

### 【突厥再結集】

■突厥 吐蕃 波斯 [突厥・吐蕃は連和侵攻、裴行儉の遠征] 初め、西突厥の十姓の可汗の阿史那都支及び其の別帥の李遮旬は吐蕃と連和し、安西を侵し逼り、朝議は兵を發して之を討たんと欲す。吏部侍郎の裴行儉は曰く、

「吐蕃は寇を為し、審禮は覆没し、干戈は未だ息まず、豈に復た師を西方に出だす可けんや！今波斯王は卒し、其の子の泥洹師は質と為りて京師に在り、(11-342p) 宜しく使者を遣わして送りて歸國せしむべし、道は二虜を過ぎ、便宜を以て之を取れば、刃に血ぬらず而して擒となす可からん也。」

上は之に従い、行儉に命じて波斯王を冊立めしめ、仍ほ安撫大食使と為す。行儉は肅州刺史の王方翼を奏し以て己が副と為し、仍ほ安西都護を檢校せ令む。

■秋、七月、己卯 (15-15+1=1日、元嘉歴一致) 朔、詔して以わく、

「今年の冬至を以て嵩山に事有らん。」

■突厥 [裴行儉は巧みに西突厥に乗り込む] 初め、裴行儉 (199 卷永徽五年にあり) は嘗て西州長史為り、使いを奉じて西州を過ぎるに及び、吏人は郊迎す、行儉は悉く其の豪傑の子弟千餘人を召して自にら隨え、且つ揚言して、

「天の時方は熟し、未だ遠きを渉る可からず、稍涼しきを須ちて乃ち西上せん。」

阿史那都支は覘いて之を知り、遂に備えを設けず。行儉は徐に四鎮 (龜茲・毗沙・焉耆・疎勒の四都督) の諸胡の酋長を召して謂って曰く、

「昔西州に在り、<sup>ほしまま</sup> 縱に獵し甚だ楽しむ、今は舊賞を尋ねんと欲す、誰か能く吾に従いて獵する者ぞや？」諸鬪 (続は胡) の子弟は争いて従い行くを請い、萬人を得るに近し。行儉は<sup>いつわ</sup> 陽りて畋獵を為し、部伍を校勒し、數日、遂に倍道して西進す。都支の部落を去ること十餘里、先ず都支の親する所を遣わして其の安否を問わしめ、外に閒暇を示し、討襲するに非ざるに似たり、續いて人をして促し召さ使めて相い見る。

都支は先に李遮旬と約す、

「秋中漢使 (漢家の威は四夷に加わり、故に夷人は中国の人を漢人と為す。猶漢の時に匈奴が漢人を秦人と為すがごとし) を拒がん」

と、猝に軍至ると聞き、計の出る所無く、其の子弟を帥いて迎え謁し、遂に之を擒とす。因りて其の契箭（夷狄には符信無く、箭を以て契信と為す。西突厥の沙鉢啜利可汗は其の国を分けて十部と為し、部ごとに一人を以て統べしめ、人ごとに一箭を授け、十設と号し亦十箭と曰う。左は五咄陸部に五大噉を置き、碎葉の東に居る。右は五弩失畢部に、五大俟斤を置き、碎葉の西に居る）を傳え、悉く諸部の酋長を召し、執りて碎葉城（焉耆都督府の治所）に送る。其の精騎を簡びて、輕繼し、晝夜進みて**遮旬**を掩い、途中に、**都支**を獲て還り**遮旬**の使者と同じく來たら使む。**行儉**は**遮旬**の使者を釋し、先ず往きて**遮旬**を諭すに**都支**が已に擒に就くを以てせ使む、**遮旬**も亦た降る。是に於いて**都支**、**遮旬**を囚え以て歸り、**波斯王**を遣りて自ら其の國に還らしめ、**王方翼**を安西に留め、碎葉城を築か使む。

■**突厥** **[東突厥大反乱]** 冬，十月，單于大都護府の突厥の**阿史德温傅**、奉職の二部は俱に反し、**阿史那泥鞠**を立てて**可汗**と為し、二十四州の酋長は皆な叛して之に應じ、衆は數十萬。鴻臚卿の單于大都護府の長史の**蕭嗣業**、右領軍衛將軍の**花大智**、右千牛衛將軍の**李景嘉**等を遣わして兵を將いて之を討たしむ。**嗣業**等は先ず戦い屢々捷ち、因りて備えを設けず。會々大雪ふり、突厥は夜其の營を襲い、**嗣業**は狼狽して營を抜いて走り、衆は遂に大いに亂れ、虜の敗る所と為り、死者は勝げて數う可からず。**大智**、**景嘉**は歩兵を引き且つ行き且つ戦い、單于都護府に入るを得る。**嗣業**は死を減じて、桂州に流され、**大智**、**景嘉**は並びて免官される。

■**突厥** **[定州刺史の霍王元軌は守備成功]** 突厥は定州を寇し、刺史の霍王の**元軌**は命じて開門して旗を僣せしめ、虜は伏有るを疑い、懼れ而して宵遁れる。州人の**李嘉運**は虜と通謀し、(11-343p) 事は洩れ、上は**元軌**をして其の黨與を窮め令め、**元軌**は曰く、

「強寇は境に在り、人心は安ぜず。若し逮系する所多く、是れ之を驅りて叛か使む也。」

乃ち獨り**嘉運**を殺し、餘は問う所無く、因りて自ら制に違うを劾す。上は表を覽て大いに喜び、使者に謂って曰く、

「朕も亦た之を悔い、向に王無ければ、定州を失う矣。」

是より朝廷に大事有れば、上は多く密に敕して之を問う。

■**突厥** **[突厥は營州に侵入]** 壬子（48-44+1=5日）、左金吾衛將軍の**曹懷舜**を遣わして井陘（漢以来の常山郡の県。唐には恒州に属す。直隸省保定道井陘県、現・河北省石家庄市井陘県）に屯せしむ。右武衛將軍の**崔獻**は龍門に屯し、以て突厥に備えしむ。突厥は奚、契丹を扇誘して營州を侵掠す、都督の**周道務**は戸曹の始平（魏は始平県を置く。晋の武帝は始平郡を置く。北魏は郡を廢し、県を以て扶風に属す。隋・唐は雍州に属す。陝西省關中道興平県、現・咸陽市興平市）の**唐休瓌**を遣わして兵を將いて之を擊破す。

■庚申（56-44+1=13日）、詔して突厥の背誕するを以て、嵩山に封ざるを罷む。

■**吐蕃** **[唐は吐蕃に会葬]** 癸亥（59-44+1=16日）、吐蕃の**文成公主**は其の大臣の**論塞調傍**を遣わして來たりて喪を告げ、並せて和親を請わしむ、上は郎將の**宋令文**を遣わして吐蕃に詣りて**贊普**之葬に會さしむ。

■十一月，戊寅（13-14+1=0日、元嘉歴不一致、1日）朔、太子の左庶子、同中書門下三品の**高智周**を以て御史大夫と為し、知政事を罷む。

■**突厥** **[裴行儉の突厥討伐軍編成]** 癸未（19-14+1=6日）、上は**裴行儉**と宴し、之に謂って曰く、

「卿は文武の兼資有り、今卿に二職を授ける。」

乃ち禮部尚書兼檢校右衛大將軍に除す。甲辰（40-14+1=27日）、**行儉**を以て定襄道行軍大總管と為し、兵十八萬を將い、並びて西軍檢校の**豐州都督程務挺**、東軍の幽州都督の**李文暉**に三十餘萬を總べ以て

突厥を討たしめ、並せて行檢の節度を受けしむ。務挺は、名振（貞觀・永徽の間に著名な将）之子也。

## 高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之下永隆元年（庚辰，680年）

■ [高帝は異端を信奉] 春，二月，癸丑（49-42+1=8日），上は汝州之温湯に幸す。戊午（54-42+1=13日），嵩山の處士三原田游巖の居る所に幸す。己未（55-42+1=14日），道士の宗城の潘師正の居る所に幸し，上及び天后、太子は皆な之を拜す。乙丑（1+60-42+1=20日），東都に還る。

■ 突厥 [裴行儉は突厥を黒山に破る] 三月，裴行儉は大いに突厥を黒山（一に殺胡山に名付ける、豊州中受降城の正北、蒙古烏喇特旗の西、黄河の北岸に在り、亦之を呼延谷という、現・内蒙古自治区バヤンノール市烏喇特旗西北）に破り，其の酋長の奉職を擒とし，可汗の泥熟匐は其の下の殺す所と為り，其の首を以て來降す。

■ 突厥 [糧運を偽装して突厥を破る] 初め，行儉は行きて朔川に至り，其の下に謂つて曰く、「用兵之道は，士を撫するには誠を貴び，敵を制するに詐りを尚（續は貴）ぶ。前日蕭嗣業の糧運は突厥の掠する所と為り，士卒は凍餒し，故に敗れる。今突厥は必ず復た此の謀を為さん，宜しく之を詐る有る可し。」

乃ち詐りて糧車三百乘を36為り，車毎に壯士五人を伏せ，各々陌刀（太刀。一度刀を挙げれば、数人を殺す可し。蓋し古の斬馬劍）、勁弩（強い大弓）を持たせ，羸兵數百を以て之が援けと為し，且つ精兵を險要に伏せて以て之を待つ。虜は果たして至り，羸兵は車を棄てて散走す。虜は車を驅りて水草に就き，鞍を解き馬を牧し，糧を取らんと欲す，壯士は車中より躍り出し，之を撃ち，虜は驚いて走り，（11-344p）復た伏兵の邀える所と為り，殺獲して殆んど盡し，是より糧草を運行する者は，虜は敢て近づく莫し。

■ 突厥 [行儉の命に従うべし] 軍は單于府の北に至り，暮に抵り，營を下し，塹を掘りて已にあまね周く，行儉は遽に命じて移りて高岡に就かしむ。諸將は皆な言う、

「士卒は已に安堵し，復た動く可からず」

と，行儉は従わず，趣して移ら使む。是の夜，風雨は暴に至り，前に營する所の地，水深は丈餘。諸將は驚いて服し，其の故を問い，行儉は笑いて曰く、

「自今但だ我が命に従え，必ず其の由つて知る所を問わざれ也。」

■ 突厥 奉職は既に擒に就き，餘黨は走りて狼山（歌邏祿右廂部落の居る所。外蒙古の狼居胥山。永徽元年に狼山州を置き、雲中都護府に属す）を保つ。戸部尚書の崔知悌に詔して傳を馳せて定襄に詣りて將士を宣慰し，且つ餘寇を區處せしむ，行儉は軍を引いて還る。

■ 夏，四月，乙丑（1+60-41+1=21日），上は紫桂宮に幸す。

■ 戊辰（4+60-41+1=24日），黃門侍郎の聞喜（漢に河東郡に属す。隋には漢の聞喜県を絳県、漢の絳県を曲沃県、桐県を聞喜県を置く。尋いで桐郷県と収める。武徳元年に復た聞喜と曰い、絳州に属す。現・運城市聞喜県）の裴炎、崔知温、中書侍郎の京兆の王德真是並びて同中書門下三品なり。知温は，知悌之弟也。

### 【吐蕃の本格侵攻】

■ 吐蕃 [吐蕃は河源を寇す] 秋，七月，吐蕃は河源を寇し，左武衛將軍の黑齒常之は撃ちて之を卻く。常之を擢んで河源軍經略大使と為す。常之は河源が衝要なるを以て，兵を加えて之に戍さんと欲し，而るに轉輸險遠なり，乃ち廣く烽戍七十餘所を置き，屯田五千餘頃を開き，歳ごとに五百餘萬石を収める，是由り戰守備え有り焉。

■**吐蕃** **[吐蕃は四川西部を席卷]** 是より先、劍南は募兵して茂州（もとは冉駹国、漢は開きて汶山郡と為す、現・アバ・チベット族チャン族自治州茂県）の西南に安戎城を築き、以て吐蕃の蠻に通じる之路を斷つ。吐蕃は生羌を以て郷導と為し、攻めて其の城を陥し、兵を以て之に據り、是に由り西洱の諸蠻は皆な吐蕃に降る。吐蕃は盡く羊同、党項及び諸羌之地に據り、東に涼、松、茂、嵩等の州に接す。南に天竺に鄰りし、西に龜茲、疏勒等の四鎮を陥れ、北は突厥に抵り、地方萬餘里、諸胡之盛んなり、與に比を為す莫し。

■丙申（10-10+1=1日）、鄭州（漢の河南郡滎陽縣の地。晋は分けて滎陽郡とす。北魏は北豫州に属す。後に鄭州を置く。隋の開皇十六年、管州と改める。大業の初め、復た鄭州と曰う。河南省開封道鄭縣、現・鄭州市金水区）刺史の江王の**元祥**は薨ず。

■**突厥** 突厥の餘衆は雲州（漢の平城縣の地。北魏は代郡と為す。北齊及び北周は恒安鎮と為す。貞觀七年に雲州及び定襄縣を置く。山西省雁門道大同縣、現・大同市）を圍み、代州都督の**竇懷哲**、右領軍中郎將の**程務挺**は兵を將いて撃ちて之を破る。

■八月、丁未（43-39+1=5日）、上は東都に還る。

■**吐蕃** **[李敬玄の左遷]** 中書令、檢校鄯州（青海省西寧、現・海東市樂都区）都督の**李敬玄**は、軍は既に敗れ、屢々疾と稱して還るを請う。上は之を許す。既に至り、疾無し、中書に詣りて事を視る。上は怒り、丁巳（53-39+1=15日）、衡州（漢の酈縣・蒸陽・耒陽・茶陵縣の地。吳は湘東郡を置く。梁・陳は衡山郡を置く。隋は衡州を置く。湖南省衡陽道衡陽縣、現・衡陽市衡山縣）刺史に貶す。

## 【天后の陰謀着々、太子廢嫡】

■ **[皇太子の不安]** 太子の**賢**は宮中が竊に議し、**賢**を以て天后の姉の**韓國夫人**の生む所と為るを聞き、内に自ら疑い懼れる。**明崇儼**は厭勝之術を以て天后の信ずる所と為り、嘗て密かに稱す、「太子は承繼するに堪えず、**英王**の貌は**太宗**に類す」。

又た言う

「相王の相は最も貴なり」。(11-345p)

天后は嘗て北門學士に命じて《少陽（東宮は少陽の位）正范》及び《孝子傳》を撰せしめ以て太子に賜い、又た數々書を作りて之を誦讀し、太子は愈々自ら安ぜず。

■ **[皇太子廢嫡]** **崇儼**の死するに及び、賊は得られず、天后は太子の為す所を疑う。太子は頗る聲色を好み、戸奴の**趙道生**等と狎暱し、多く之に金帛を賜う。司議郎の**韋承慶**は上書して諫め、聽かず。天后は人をして其の事を告げ使む。**薛元超**、**裴炎**に詔して御史大夫の**高智周**等と之を雜鞠せしむ、東宮の馬坊に於いて搜りて阜甲數百領を得、以て反具と為す。**道生**は又た款稱す、

「太子は**道生**をして**崇儼**を殺さ使む。」

上は素より太子を愛し、遲回して之を宥さんと欲し、天后は曰く、

「人の子と為り逆謀を懷くは、天地の容れざる所なり。大義は親を滅す、何ぞ赦す可けん也！」

甲子（60-39+1=22日）、太子の**賢**を廢して庶人と為し、右監門中郎將の**令狐智通**等を遣わして**賢**を送りて京師に詣らしめ、別所に幽し、黨與は皆な伏して誅せられ、乃（續は仍）ち其の甲を天津橋（洛水に駕す）の南に焚き以て士民に示す。**承慶**は、**思謙**（199卷永徽元年にあり）之子也。

■ **[英王の哲を皇太子]** 乙丑（1+60-39+1=23日）、左衛大將軍、雍州牧の英王の**哲**を立てて皇太子と為し、改元し、天下に赦す。

■ **[太子洗馬の劉訥言を誅殺]** 太子の洗馬の**劉訥言**は嘗て《俳諧集》を撰し以て**賢**に獻ず、**賢**が敗れるや、搜りて之を得たり、上は怒りて曰く、

「《六經》を以て人を教えるも、猶ほ化せざるを恐れ、乃ち俳諧鄙説を進めるは、豈に輔導之義ならん邪！」  
訥言を振州（広東省瓊崖道岸県の南、現・海南省三亚市）に流す。左衛將軍の**高真行**の子の**政**は太子の典膳丞たに為り、事は賢と連なり、上は以て其の父に付し、自ら訓責せしむ。政は門に入るや、**真行**は佩刀を以て其の喉を刺し、**真行**の兄の戸部侍郎の**審行**は又た其の腹を刺し、**真行**の兄の子の**璿**は其の首を斷ち、之を道中に棄てる。上は之を聞き、悦ばず、**真行**を貶して睦州（現・浙江省杭州市建德市）刺史と為し、**審行**を渝州（漢末の巴東郡、隋は渝州を置く。現・四川省重慶市巴南区）刺史と為す。**真行**は、**士廉**（長孫無忌の舅）之子也。

■ **[太子側近の左遷]** 左庶子、同中書門下三品の**張大安**は太子に阿附するに坐し、普州刺史に左遷され、其の餘の宮僚は、上は皆な其の罪を釋し、位に復せしむ、左庶子の**薛元超**等は皆な舞蹈して恩を拜す。右庶子の**李義琰**は獨り咎を引ききて涕泣し、時論は之を美とする。

■ **九月**、甲申（20-9+1=12日）、中書侍郎、同中書門下三品の**王德真**を以て相王府の長史と為し、政事を罷む。

■ **[太子黨の王達も左遷]** 冬、十月、壬寅（38-38+1=1日）、蘇州刺史の曹王の**明**、沂州刺史の嗣の**蔣王**の**煒**は、皆な故の太子の**賢**之黨に坐し、**明**は降して零陵郡王に封じ、黔州（四川省東川道彭水県、現・重慶市彭水県）に安置す。（11-346p）**煒**は除名され、道州（漢の零陵郡の冷道・馮乗の地。隋は零陵郡を以て永州を置く。武徳四年に分けて營州を置き、貞觀八年に改めて道州と曰う。湖南省衡陽道道県、現・永州市道県）に安置す。

■ 丙午（42-38+1=5日）、**文成公主**は吐蕃に薨ず。

■ 己酉（45-38+1=8日）、車駕は西に還る。

■ **十一月**、壬申（8-8+1=1日、元嘉歴一致）朔、日之を食する有り。

## 高宗天皇大聖大弘孝皇帝中之下開耀元年（辛巳，681年）

■ **[突厥]** 春、正月、突厥は原、慶等の州を寇す。乙亥（11-7+1=5日）、右衛將軍の**李知十**等を遣わして兵を將いて涇、慶の二州に屯し以て突厥に備えしむ。

■ **[宣政殿の宴会中止]** 庚辰（16-7+1=10日）、初めて太子を立てるを以て、敕して百官及び命婦と宣政殿（西京の東内の正殿を含元と曰い、後殿を宣政と曰う）に宴し、九部の伎及び散樂（百戲）を引き宣政門より入らしむ。太常博士の**袁利貞**は上疏して、以為く、

「正寢は命婦の宴會之地に非ず、路門は倡優の進御之所に非ず、請う命婦は別殿に會し、九部の伎は東西の門より入らしめん、其の散樂の伏して望むは停省せん。」

上は乃ち更めて命じて宴を麟德殿（麟德中に作る）に置く。宴の日、**利貞**に帛百段を賜う。**利貞**は、**昂**之曾孫也。

■ **[名門自慢]** **利貞**の族孫の**誼**を蘇州刺史と為し、自ら其の先は宋の太尉の**淑**より以來、忠を帝室に盡すを以て、謂う、

「琅邪の**王氏**（晋室に股肱たり、宋の王弘、齊の王儉、梁の王亮・王克）は奕世の台鼎に、而して歴代の佐命為りと雖も、與に比を為すを恥じる」

と、嘗て曰く、

「名家に貴ぶ所の者は、其の世々篤く忠貞にして、才行は相い繼ぐが為の故也。彼の婚姻を鬻ぎ祿利を求める者は、又たいづ鳥くんぞ貴ぶに足りん乎！」

時人は其の言を是とす。

■**突厥****[阿史那伏念は自立]** 裴行儉の軍は既に還り、突厥の**阿史那伏念**（頡利の従兄の子）は復た自ら立ちて可汗と為り、**阿史德温傳**と兵を連ねて寇を為す。癸巳（29-7+1=23日）、**行儉**を以て定襄道大總管と為し、右武衛將軍の**曹懷舜**を以て、幽州都督の**李文暉**を副と為し、兵を將いて之を討たしむ。

■**[天后は上金・素節の罪を赦す]** 二月、天后は表して杞王の上金、鄱陽王の**素節**之罪を赦すを請う。上金を以て沔州（漢の安陸の地。晋は沔陽県を置く。江左は魯山鎮と為す。隋の開皇十七年に漢陽県を置き、復州に属す。復州は沔陽に治す。大業の初め復州を改めて沔州と曰う。唐は復た沔州を以て復州と為し、漢陽を分けて沔州を置く）刺史と為し、**素節**を岳州（漢の下雋県の地。呉は巴陵県を置く。晋は建昌郡を置く。梁は巴州、隋は岳州。天岳山による。大業の初め羅州、唐は岳州）刺史と為し、仍ほ朝集を聽さず。

■三月、辛卯（27-6+1=22日）、**劉仁軌**（先に尚書左僕射、同中書門下三品）を以て太子の少傅を兼ねしめ、餘は故の如し。侍中の**郝處俊**を以て太子の少保と為し、政事を罷む。

■**[馬糞の商売]** 少府監の**裴匪舒**は、善く利を營み、奏す、

「苑中の馬糞を賣れば、歳に錢二十萬緡を得ん。」

上は以て**劉仁軌**に問い、對えて曰く、

「利は則ち厚し矣、恐らくは後代唐家は馬糞を賣ると稱せん、嘉名に非ざる也。」

乃ち止む。**匪舒**も又た上の為に鏡殿を造り、成り、上は**仁軌**と之を觀、**仁軌**は驚きて趨りて殿を下る。上は其の故を問い、對えて曰く、

「天に二日無く、土に二王無し（孟子に孔子の言を載す）（11-347p）、適々四壁を視るに數天子有り、不祥孰か甚だしからん焉！」

上は遽に剔去（削り去る）せ令む。

■**突厥****[曹懷舜は突厥を發見できず]** **曹懷舜**は裨將の**竇義昭**と前軍を將いて突厥を撃つ。或は告ぐ、「**阿史那伏念**は**阿史德温傳**と黒沙の北に在り、左右は才に二十騎以下なり、徑ちに往きて取る可き也。」**懷舜**等は之を信じ、老弱を瓠蘆泊に留める、輕銳を帥いて倍道して進み、黒沙（後に突厥の默啜は以て南庭と為す）に至り、見る所無し、人馬は疲頓し、乃ち兵を引いて還る。

■**突厥****[曹懷舜は大敗し流罪]** 會々薛延陀の部落は西して**伏念**に詣らんと欲し、**懷舜**の軍に遇い、因りて降を請う。**懷舜**等は兵を引いて徐に還り、長城の北に至り、**温傳**に遇い、小戦し、各々引いて去る。横水（金河を去ること140里）に至り、**伏念**に遇い、**懷舜**、**義昭**は**李文暉**及び裨將の**劉敬同**と四軍合して方陳を為り、且つ戦い且つ行く。一日を経て、**伏念**は便風に乗りて之を撃ち、軍中は擾亂し、**懷舜**等は軍を棄てて走り、軍は遂に大敗し、死者は勝げて數える可からず。**懷舜**等は散卒を収め、金帛を斂めて以て**伏念**に賂し、之と和を約し、牛を殺して盟を為す。**伏念**は北に去り、**懷舜**等は乃ち還るを得る。夏。五月、丙戌（22-5+1=18日）、**懷舜**は死を免れ、嶺南に流される。

■**吐蕃****[黒齒常之は吐蕃を撃つ]** 己丑（25-5+1=21日）、河源道經略大使の**黒齒常之**は兵を將いて吐蕃の**論贊婆**を良非川に撃ち、之を破り、其の糧畜を収め而して還る。**常之**は軍に在ること七年、吐蕃は深く之を畏れ、敢えて邊を犯さず。

■**[太平公主の優遇]** 初め、**太原王妃**（武士贗は太原王に封じられ、妃は其の爵に従う、咸亨元年薨ず）之薨ざる也、天后は**太平公主**を以て女官と為し以て追福せんと請う。吐蕃が和親を求めるに及び、**太平公主**（天后の女）に尚せんと請い、上は乃ち之が為に**太平觀**を立て、**公主**を以て**觀主**と為し以て之を拒む。是に至り、始めて光祿卿**汾陰**の**薛曜**之子の**紹**を選びて焉に尚す。**紹**の母は、**太宗**の女の**城陽公主**（先に杜荷に降る。荷は誅せられ、薛瓘に降る）也。

■ **[宮廷に天后の支配強まる]** 秋，七月，公主は薛氏に適い，興安門の南より宣陽坊の西に至る。燎炬（たいまつ）は相い屬き，路を夾める槐木（えんじゅ）は多く死す。紹の兄（史×）の顓は公主の寵盛んなるを以て，深く之を憂い，以て族祖の戸部郎中（唐の戸部郎は戸口井田の事を分理し、凡そ天下の十道の任土の出す所、貢賦の差を為すを掌る）の克構に問い，克構は曰く、

「帝の甥の主にあするは，國家の故事なり，苟くも恭慎を以て之を行えば，亦た何ぞ傷けん！然れども諺に曰く、『婦を娶りて公主を得れば，事無くして官府を取る。』之が為に懼れざるを得ざる也。

天后は顓の妻の蕭氏及び顓の弟の緒の妻の成氏が貴族に非ざるを以て，之を出さんと欲し，曰く、

「我が女は豈に田舎の女と妯娌（ちくり）（兄と弟の妻の合称、または相嫁）と為ら使む可けん邪！」  
或は曰く、

「蕭氏は，瑀（蕭瑀の子の銳は太宗の女の襄城公主にあす）之の孫，國家の舊姻なり。」  
乃ち止む。

■ 夏州の群牧使（群牧孳課の事を掌る）の安元壽は奏す、（11-348p）

「調露元年九月より以來，馬一十八萬餘匹を喪い，監牧吏卒の虜の殺掠する所と為る者は八百餘人。」

■ 薛延陀の達渾（達渾都督は姑衍州・歩訖若州・曠彈州・鶻州・低粟州を領す）等五州の四萬餘帳は來降す。

■ 甲午（30-4+1=27日），左僕射兼太子の少傅、同中書門下三品の劉仁軌は固く僕射を解くを請う。之を許す。

■ 閏七月，丁未（43-34+1=10日），裴炎は侍中と為り，崔知溫、薛元超は並びて中書令に守たり。

■ **[太子の洗馬の田游巖]** 上は田游巖を征して太子の洗馬と為し，東宮に在り規益する所無し。右衛副率（從四品上）の蔣儼は書を以て之を責めて曰く、

「足下は巢（巢父）、由（許由）之俊節（榮貴を忌み嫌う）を負い，唐、虞之聖主に傲り，聲は區宇に出で，名は海内に流れる。主上は萬乘之重きを屈し，三顧之榮（諸葛亮の三顧の礼。上は嵩山に幸し嘗て遊巖の居る所に至る）を申ね，子を遇するに商山之客（漢の四皓、商山に隠れる）を以てし，子を待つに不臣之禮を以てし，將に以て儲貳を輔導し，芝蘭の漸染する耳。皇太子は春秋鼎に盛んなり，聖道は未だ周からず，僕は不才を以て，猶ほ庭諍に參じ，足下は調護（漢の高帝は四皓に謂って曰く、公が卒に太子を調護するを煩わさん）之寄を受け，是れ言う之秋なり，唯唯とし而して一談無く，悠悠として以て年歳を卒（おわ）る。向に周粟（伯夷叔齊は薇を西山に採り、周の粟を食わす）を食（餐×）わざら使めば，僕は何ぞ敢えて言わん！祿は親に及ぶ（遊巖に母有り）矣，何を以て酬塞せん？想うに達せざるが為なり，謹みて書して起予（論語初八僖篇に孔子は子夏に謂って曰く、予を起す者は商なりと）す。」

游巖は竟に答える能わず。

■ 庚申（56-34+1=23日），上は服餌（薬を服する）するを以て，太子をして國を監ぜ令む。

## 【再起した東突厥を破る】

■ **突厥** [裴行儉は東突厥を破り京師に還る] 裴行儉は代州之陁口（雁門の陁嶺関口）に軍し，多く反間を縦ち，是に由りて阿史那伏念は阿史德温傅と浸く相い猜貳す。伏念は妻子輜重を金牙山（突厥の始めに牙を金山に建てたる。その後東西突厥に分裂。蘇定方が駕魯を擒にするは西突厥の居る所の金牙山。裴行儉が襲うは東突厥の金牙山。突厥の可汗は金帳に居るが故なり）に留め，輕騎を以て曹懷舜を襲う。行儉は裨將の何迦密を遣わして通漠道より，程務挺をして石地道より之を掩い取らしむ。伏念は曹懷舜等と和を約し而して還り，金牙山に至る比おい，其の妻子輜重を失い，士卒は多く疾疫し，乃ち兵を引いて北に細沙に走り保ち，行儉も又た副總管の劉敬同、程務

挺等をして單于府の兵を將いて之を追躡せ使む。伏念は溫傳を執りて以て自ら效さんと請い、然れども尚ほ猶豫し、又た自ら道遠きを恃み、唐兵は必ず至る能わずとし、復た備えを設けず。敬同等の軍は到り、伏念は狼狽し、其の衆を整える能わず、遂に溫傳を執り、間道より行儉に詣りて降る。侯騎は告げるに塵埃が天に漲り而して至るを以てし、將士は皆な震え恐れる。行儉は曰く、

「此れ乃ち伏念が溫傳を執りて來降す、他の盜に非ざる也。然れども降を受けるは敵を受けるが如し、備え無く可からず。」

乃ち命じて嚴備し、單使を遣わして前に迎えて之を勞らしむ。少選（しばらく）、伏念は果たして酋長を帥い溫傳を縛りて軍門に詣りて罪を請う。行儉は盡く突厥の餘黨を平らげ、伏念、溫傳を（11-349p）以て京師に歸る。

■冬，十月，丙寅（2-2+1=1 日元嘉歷一致）朔，日之を食する有り。

■突厥[東突厥可汗二人を斬る]（九月）壬戌（58-33+1=2 6 日）、裴行儉等は定襄之俘を獻ず。（九月）乙丑（1+60-33+1=2 9 日）、改元す。（十月）丙寅（2-2+1=1 日元嘉歷一致）、阿史那伏念、阿史德溫傳等五十四人を都市に斬る。

■突厥[裴行儉のの本意]初め、行儉は伏念に許すに死せざるを以てし、故に降る。裴炎は行儉之功を疾み、奏言す、

「伏念は副將の張虔勳、程務挺の逼る所と為り、又た回紇等は磧北より南に向かいて之に逼り、窮窘し而して降る耳。」

遂に之を誅す。行儉は歎いて曰く、

「渾、浚（功を争うこと 81 卷晋の武帝の太康元年にあり）は功を争うは、古今の恥じる所なり。但だ恐るは降るを殺せば、復た來たる者無し。」

因りて疾と稱して出でず。

■新羅丁亥（23-2+1=2 2 日）、新羅王の法敏は卒し、遣使して其の子の政明を立てる。

■十一月，癸卯（39-32+1=8 日）、故の太子の賢を巴州に徙す。

令和 6 年 11 月 17 日 翻訳開始 12209 文字

令和 6 年 12 月 5 日 翻訳終了 26469 文字